

委員会提出議案第1号

東日本大震災の復興政策に関する意見書

東日本大震災の発災から2年が経過し、被災地では東日本大震災により街中にうず高く積まれた災害廃棄物であるがれきが居住地から撤去され、道路・港湾等といった社会・生活基盤の修復が進むなど、懸命の復旧・復興作業が進められてきました。しかし、現在でも全国で約31万6,000人、埼玉県でも約4,000人もの被災者の方が不自由な避難生活を余儀なくされています。

復興を加速させるためには、住宅再建やまちづくり、生業の確保等が重要な鍵となります。住宅再建においては、建設に適した用地や資材、技術者を中心とした人員が不足しており、まちづくりにおいては、未曾有の災害に直面したことから、健康や生活、産業・雇用問題などあらゆる分野への影響による不安や焦燥感を拭い去れず、大規模な再建事業のための住民の合意形成に二の足を踏まざるを得ない状況になっています。さらに、施設や設備に甚大な被害を受けた沿岸部等の事業者の多くは本格的な事業再開に至ることができず、被災地の早期復興に不可欠な産業の振興とそれに伴う雇用機会の創出は喫緊の課題となっています。

よって、国においては、被災者の実情や要望を的確に把握し、被災地復興の加速を実現させるべく、以下の事項について実施するよう強く要望します。

- 1 住宅再建や生業確保について、引き続き被災者の立場に立ち最後まで支援を明確にすること。
- 2 仮設住宅等で不自由な避難生活を余儀なくされている被災者に対して、住宅の自力再建に向けた見通しを提示できるよう復興に係る工程表や住宅戸数の地区別・年度別目標を早期に明示すること。
- 3 被災自治体では、通常予算規模をはるかに上回る事業量を抱えていることから、スピード感ある復興の推進に向けて一層の人的支援の強化に取り組むこと。
- 4 復興関連予算の早期執行に必要な資材等の確保に取り組むため、原材料の広域的調達や製造プラント増設の促進などの対策を進めていくこと。
- 5 事業再開に取り組む全事業者に対して支援を推進し、被災地域における雇用の創出を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月14日提出

さいたま市議会総合政策委員会
委員長 小森谷 優